

[Vol.126] 不妊治療費の助成制度

3年1月1日以降に終了した治療から、要件が拡充されました。所得制限が撤廃され、事実婚関係にある夫婦も対象となります。詳しくは市ホームページに掲載しています。

申請には期限がありますので、助成を希望する場

合はお問い合わせください。

■問い合わせ・申請先

市の助成・・・本庁健康増進課国保係 (☎ 34-2901)

県の助成・・・奥州保健所 (☎ 22-2831)

市ホームページ



区分	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・男性不妊治療（精子の採取手術）	一般不妊治療（人工授精）
助成金額	<ul style="list-style-type: none"> 県の助成・・・1回30万円に拡充（治療ステージによっては1回10万円が上限） 市の助成・・・治療費から県の助成金を引いた金額（上限は区分ごとに1回5万円）※県の助成を受けた人が対象 	治療費の7割（上限は12カ月の期間中に合計10万円まで）※治療費142,858円で助成額上限に到達
申請回数	妻の年齢（初めて助成を受けた治療期間の初日の年齢）により区分あり <ul style="list-style-type: none"> 40歳未満・・・子ども1人ごと6回までに拡充 40歳以上43歳未満・・・子ども1人ごと3回までに拡充 43歳以上・・・助成対象外（時限的な年齢要件の緩和については、奥州保健所へお問い合わせください） 	回数制限なし（12カ月の期間中に上限額に達するまで申請可能）
医療機関	県内の指定医療機関（岩手医科大学附属病院内丸メディカルセンター、京野アートクリニック盛岡） ※県外の指定医療機関は、それぞれの都道府県にお問い合わせください	人工授精を行う産科、婦人科、産婦人科、泌尿器科、皮膚泌尿器科

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～

✪ 子育て支援室や駒形の杜であそびましょう

木のぬくもりを大切にしておままごとコーナーのほか、みんなで集まってお絵描きやブロックなどお気に入りのコーナーで遊びます。10時のおやつタイムの後は、自然いっぱいの駒形の杜で砂遊びやアスレチック。園児と一緒に遊ぶこともできます。地元の人はもちろん、通勤族のお母さんたちのママ友づくりの場としても、どうぞご利用ください。



♪「ぐるぐる～」
大きな紙への大胆なお絵描きは、人気のコーナーです

駒形子どもの杜子育て支援センター ☎ 23-5018



① 園庭で砂場遊び。「楽しいよ。何つくろうかな～」



② おやつタイム。ママたちはホッとひと息。おしゃべりも弾みます

広告

もっと安心 ずっとおうちゅう

市介護情報サイト



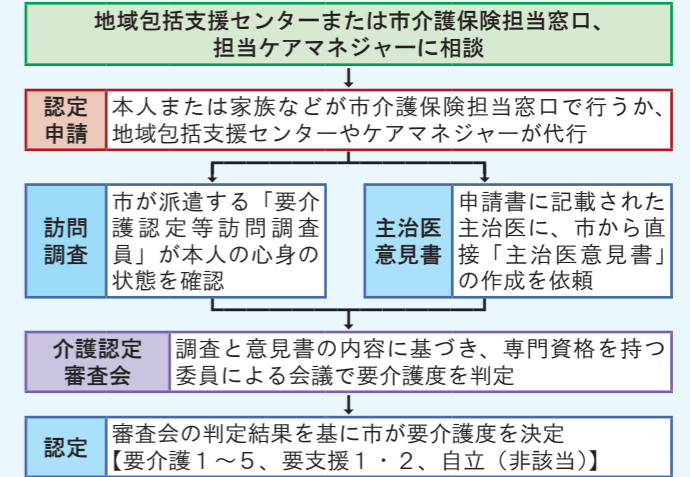
～みんなの輪で支える在宅医療と介護～

第37回 介護保険サービスの利用 まずはご相談ください / 本庁長寿社会課

介護保険のサービスを利用するためには、要介護などの認定を受け、ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員などにケアプラン（介護サービスの利用計画書）を作成してもらう必要があります。ただし、入院直後やけがの治療中など状態が不安定な時期には、適切な調査ができない恐れがあるため、まずは、お近くの地域包括支援センターや市介護保険担当窓口などにご相談ください。

市では、介護保険の情報をまとめたパンフレット「みんなで支える介護保険」を作成し、担当窓口で配布しているほか、市ホームページの「奥州市介護情報サイト」で介護保険や高齢者支援に関する情報を発信しています。ぜひご覧ください。

【要介護認定のおおまかな流れ】



■問い合わせ＝市在宅医療介護連携拠点（市地域包括支援センター内・☎ 34-2906）

はい、こちら

総合相談室

(☎34-2915、FAX)24-1991)

消費生活相談	前沢総合支所 市民福祉グループ	毎週 火
本庁総合相談室	胆沢総合支所 市民生活グループ	毎週 木 10:00～15:00 要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	衣川総合支所 市民福祉グループ	毎週 金

暮らしの中で生じるトラブルについて、解決のお手伝いをする窓口です

総合相談室（消費生活センター）では、消費生活問題に関する資格を持った専門の相談員が、市民の皆さんからの身近な消費者問題や契約のトラブル、多重債務などの相談に対応しています。その他、暮らしの中で生じるさまざまなトラブルに法律的な知識が必要な場合は、当室で行っている無料の法律相談の利用をご案内しています。来訪による相談のほか、電話での相談も受け付けています。プライバシーは固く守られますので、「困った」「おかしい」と思ったら、お気軽にご相談ください。

また、総合相談室では、市民の皆さんに悪質商法や消費生活に関する情報を広く知っていただき、消費

者被害を未然に防止するため、地域の集まりに講師を派遣する「消費生活出前講座」を無料で行っています。消費生活相談員が出向き、最近の相談事例を交えながら、悪質商法の手口や対処法などについて説明しています。小学生を対象とした、お金の使い方や大切さをイラストやお小遣い帳などを使って学ぶ、子ども向けの講座もあります。楽しく分かりやすい内容となっていますので、町内会、放課後児童クラブ、趣味の団体など、さまざまな機会にご利用ください。なお、講座は新型コロナウイルス感染症の感染予防と拡散防止の対策を講じて実施します。



広告